

監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告いたします。

I 監査の方法及びその内容

私共監事は、監査計画に基づき、機構長、理事、監査室、総務課その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、効率的かつ効果的な監査を行うため会計監査人及び監査室との連携を強化し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、評議員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び文部科学大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、機構長から運営上の諸課題等を聴取するとともに、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）、事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

- 1 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標・中期計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する機構長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- 4 財務諸表等は、法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。また、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項である随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直しの状況については、適正であると認めます。

令和4年6月29日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

監 事（非常勤） 小 笠 原 直

監 事（非常勤） 柴 真 理 子

(注) 原本は当機構が別途保管しております。